

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正について
藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部を次のように改正する。

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部を改正する条例
藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例（平成 3 年藤沢市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「教育委員会規則で定める者に対して」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 9 条関係）

宿泊施設	利用料金（1 人 1 泊につき）			
	市内在住者等		その他	
	学齢児童 学齢生徒	その他の者	学齢児童 学齢生徒	その他の者
本館（管理棟）	1,300 円	2,700 円	2,600 円	5,400 円
宿泊棟	1,000 円	2,000 円	2,000 円	4,000 円
テント	400 円	800 円	800 円	1,600 円

備考 この表において「市内在住者等」とは、この市の区域内に在住、在勤又は在学をする者をいう。

附 則

- この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の野外体験教室の宿泊施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の宿泊施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- この条例による改正後の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例第 5 条に規定する者に係るこの条例の施行の日以後の野外体験教室の宿泊施設の使用に係る許可、

利用料金の納付その他の運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、八ヶ岳野外体験教室の利用料金について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定し、及び利用者の拡大を図るため、所要の改正する必要による。